

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第三百二十八号
 薪炭需給調整規則第二十五條第四項の規定によつて薪炭
 卸売登録票を交付した者の住所及び氏名を次のように公
 表する。

昭和二十四年六月二十七日

鳥取縣知事 西尾 愛治

登録番号 住所 氏名

一 鳥取市東品治町 鳥取縣薪炭卸売株式会社

二 東伯郡倉吉町明治町 東伯郡購買農業協同組合連合会

三 鳥取市三階町二丁目 鳥取縣燃料卸商業協同組合

四 米子市角盤町 星光商事株式会社米子事務所

五 鳥取市吉方式百 鳥取縣林際卸有有限会社

六 鳥取市東品治町 鳥取縣購買農業協同組合連合会

昭和二十四年六月二十七日
 号 外 月 日

本書ノ大キリハ國定規格 A 5 判

鳥取縣公報 毎週日發行(休日・祭日) 昭和二十四年六月二十七日 第三種郵便物認可